長野県レスリング協会 規約

第１章　総　　則

第１条（名　　称）

この会は、長野県レスリング協会（NAGANO WRESTLING ASSOCIATIO=略称 NWA=以下「本会」という）と称する。

第２条（事 務 所）

本会の事務所は、小諸市を基本に会長の指定する住所に置く。

第２章　目的及び事業

第３条（目　　的）

本会は、長野県におけるレスリング競技を統括し代表する団体として、レスリングの普及および推進を図り、もって県民の心身の健全な発展に寄与することを目的とする。

第４条（事　　業）

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

（１）レスリングの普及及び指導

（２）レスリングの競技力向上の為の各種大会の開催

（３）レスリングに関する指導者及び審判員の養成の為の講習会（審判・技術）の開催

（４）レスリングの全国大会及び国際大会への代表選手・役員の選定及び派遣

（５）レスリング功労者への表彰及び各種団体への推薦

（６）レスリング競技の推進及び発展の為の広報活動

（７）公益財団法人長野県スポーツ協会、公益財団法人日本レスリング協会に加盟しその事業への協力

（８）その他本会の目的を達成するための必要な事業

第３章　組織及び会員

第５条（組　織）

本会は次の市協会等及び会員により組織する。

（１） 小諸市レスリング協会（少年少女レスリングクラブ含む）

（２） 上田市レスリング協会（少年少女レスリングクラブ含む）

（３） 佐久市レスリング協会（少年少女レスリングクラブ含む）

（４） 長野県高等学校体育連盟レスリング専門部

（５）本会の目的に賛同し、会長が認めた会員

（６）その他、会長が認めた団体及び個人等

第６条（会員の種別及び入会）

１　本会の会員は、次のとおりとする。

（１）登録会員　　本会に登録された個人（会員登録）及び競技を目的とする個人（競技者登録＝一般・高校生）

（２）賛助会員　　本会の目的に賛同し、本会の事業を援助する個人、法人又は団体

２　会員の入会

（１）　本会へ入会しようとする者は、会長に入会の意志表示を行い、総会等で承認された者とする。

第７条（会費の納入等）

１　各会員の年会費については、理事会等の決議をもって別に定める。

２　会費の納入を完了した賛助会員は、本会が主催する事業の広告掲載及び事業への招待並びに本会の会報等の提供を受ける事ができる。

３　既納した会費は、返還しない。

第８条（退　会）

会員は、会長に退会の意志表示を行い、退会することができる。

第９条（除　名）

１　会長は会員が次の各号に該当するときは、除名することができる。

（１）本会の名誉を傷付けたとき、又は本会の目的等に反する行為があったとき。

（２）本会の会員として、この規則に違反したとき。

（３）その他、会員として非違行為があり除名すべきと判断されたとき。

第４章　役　員　等

第10条（役員の設置）

１　本会に次の役員（理事）を置く。

（１）　会長（１名）　　（２）副会長（会長が定める人数）　　（３）理事長（１名）

上記の（１）から（３）までを三役と称する。

（５）　副理事長（会長が定める人数）

（６）　理事（会長が定める人数）

理事の人数は13名以上25名以内とする。

（６）　監　事　　２名以内

（７） 名誉会長・顧問　　本会の発展に貢献した者で会長が認めた者を顧問に推挙できる。うち特段の貢献者は名誉会長とすることができる。

２　会長、副会長、理事長を常任理事とする。

但し、会長が指名する副理事長を常任理事とする。会長指名の副理事長は、常任理事会に出席するものとする。

議題や審議内容によっては、会長が指名するレスリング指導者等も常任理事会に出席することができる。

３　本会の円滑な業務運営を目的に事務局長、副事務局長、事務局員を理事の互選により置く。事務局員は会議資料の作成及び議事録等の作成を行う。

第 11 条（役員の選任）

１　理事は次の各号から選出し総会において承認する。

（１） 各加盟支部（小諸協会・佐久協会・上田協会）において推挙された者。

但し、小諸・上田・佐久の地域バランスを考慮する。

（２）常任理事会及び理事会で認めた者（数名）

２　監事は総会において承認される。

３　会長、副会長、理事長、副理事長は常任理事会及び理事会の決議を経て総会で承認する。

４　理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

第 12 条（会長及び理事の職務）

１　会長は、本会を代表し、その業務を統括する。

２　副会長は、会長を補佐する。会長に事故があるときは、副会長の互選により選ばれた者が会長職務を行う。

３　理事長は、会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づき本会の業務を掌理する。

４　副理事長は、会長、副会長及び理事長を補佐し、日常の業務を処理する。

５　理事は、理事会を構成し、規約の定めるところにより業務を審議し職務を行う。

第 13 条（監事の職務）

監事は、次に掲げる職務を行う。

（１）本会の業務及び財産状況を監査する。

（２）総会及び理事会に出席し意見を述べる。

（３）本会の業務運営において非違行為若しくは非違行為の疑いがあると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会等に報告する。

（4）前号の報告をするため必要があるときは、理事会等の招集が請求できる。
（5）監事は、いつでも理事及び事務局に対し事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

第 14 条（役員の任期）
1　役員（理事）及び監事の任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。
2　補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

第5章　総　　会

第 15 条（構　　成）
総会は、会員をもって構成する。

第 16 条（権　　限）
総会は、次の事項を決議する。
（1）　理事及び監事の選任
（2）　事業報告及び収支決算の承認
（3）　事業計画及び収支予算の承認
（4）　規則の変更及び改廃
（5）　その他総会で決議する事項として会長が認めた案件

第 17 条（開　　催）
定時総会は、毎年 1 回毎事業年度終了後 3 か月以内に開催する。臨時総会は必要に応じて開催することができる。

第 18 条（招　　集）
1　総会は会長が招集する。
2　総会の招集は、総会の日の 2 週間前までに会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面等でその総会開催の通知を行う。
3　監事及び各部専門委員会の委員長は、総会に出席して意見を述べることができる。

第 19 条（議　　長）
総会の議長は、会長があたる。

第 20 条（決　　議）

1　総会の決議は、総会出席者の過半数をもって決する。

2　次の議決は、総会出席者の３分の２以上の賛成もって決する。

（1）規則の変更及び改廃　（2）本会の解散　（3）その他法令で定められた事項

2　総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面等（会長等への委任）をもって意志表示をすることができる。

第 21 条（議　事　録）

1　総会の議事については、議事録を作成する。

2　議事録には、議長及び出席した会員の２名が署名する。

第６章　理　事　会

第 22 条（構　　成）

1　本会に理事会を置く。

2　理事会は、すべての理事をもって構成する。

第 23 条（権　　限）

1　理事会は、次の職務をおこなう。

（1）総会提出議案及び業務の執行に関する事項を審議する。

（2）会長、副会長、理事長、副理事長の選任等

（3）規則、組織の改編及び変更、廃止

（4）内部管理体制の整備等

第 24 条（招　集　等）

1　理事会は、必要に応じて毎年１回以上会長が招集する。他に会長が必要と認めたとき開催することができる。

2　理事会は、開催日の１週間前までに理事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面等により通知をする。但し、至急の案件に対応する場合は、この限りでない。

規約第 25 条（議　　長）

理事会の議長は、会長があたる。但し、会長欠席時及び審議の内容によっては、理事の互選により議長を選出する。

第 26 条（決　　議）

1　理事会の決議は理事の 2 分の 1 以上が出席し、その過半数をもっておこなう。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

また、審議事項によっては利害関係を有する理事を除くことができる。

第 27 条（議　事　録）

理事会の議事については、議事録を作成する。

第 7 章　　三役会及び常任理事会

第 28 条（構　　成）

1　本会に三役会及び常任理事会を置く。

2　三役会は、会長、副会長、理事長をもって構成する。

3　常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長（数名、副理事長の中から会長が指名した者）をもって構成する。

なお、会議内容によっては、会長が指名するレスリング指導者等は三役会及び常任理事会に出席することができる。

第 29 条（権　　限）

三役会及び常任理事会は、次の職務をおこなう。また、三役会及び常任理事会は審議内容等により区分けし開催することができる。

（1）本会の業務全般の課題を検討し理事会及び総会の会議事項を決定する。

（2）本会の業務の執行に関する事項を審議するための原案を作成する。

（3）各部に専門委員会を設置し、委員長、委員を選定する。

（4）名誉会長及び顧問を推挙する。

（5）常任理事会は、総会に準ずる議決機関であり、特に何らかの原因により総会開催が不可時は、総会提出議案を決することができる。

第 30 条（招　集　等）

1　三役会及び常任理事会は、必要に応じて会長が招集する。他に会長が必要と認めたときは、開催することができる。但し、会長に事故等ある時は理事の提案により開催することができる。

2　三役会及び常任理事会は、開催日 3 日前までに理事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面等を発しなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合は、招集の手続きを経なくても招集することができる。

規約第 31 条（議　　長）

三役会及び常任理事会の議長は、会長があたる。但し、会長欠席時や審議等議事内容によっては、理事の互選により議長を選ぶことができる。

規第 32 条（決　　議）

三役会及び常任理事会の決議は、全員一致を原則とする。ただし、特別に出席した監事が異議を述べた場合にはその限りでない。

第 33 条（議事録）

三役会及び常任理事会の議事については、議事録を作成する。

第 8 章　専門委員会（各部）

規約第 34 条　（専門委員会）

1　本会の事業遂行に必要な専門的事項を処理するため、常任理事会の決議に基づき各部を設置し、専門委員会を置く。

2　専門委員長及び委員は常任理事会において選定し、会長が指名する。

3　専門委員会の組織及び運営に関する事項は、常任理事会の議決を経て別に定める。

第 9 章　資産及び会計

規則第 35 条　第 40 条（経費の支弁）

本会の事業遂行に要する経費は、会費、登録料、補助金、寄付金その他の収入により支弁する。

規約第 36 条（事業計画及び収支予算）

1　本会の事業計画書、収支予算書、を記載した書類については、会長が、その事業年度開始日の前日までに作成し、理事会（常任理事会含む）の決議後、総会で承認を得なければならない。

2　前項の規程にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、常任理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入し、又は支出することができる。

3　会長は、第 1 項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、常任理事会の承認を得なければならない。但し、軽微な変更についてはこの限りでない。

規約第 37 条（事業報告及び収支決算）

会長は事業年度ごとに、事業報告書、収支決算書等を事業年度終了後 3 か月以内に、監事の監査を受け、理事会の承認を得て総会で報告しなければならない。

規約第 38 条（事業及び会計年度）

本会の事業及び会計年度は、毎年 4 月 1 日始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 10 章　事　務　局

第 39 条（事務局の設置）

1　本会に事務を処理するため事務局を設置し、業務を遂行する。

2　事務局には、事務局長をおく。また必要に応じて若干名の副事務局長と事務局員を置く。

第 40 条（任　　命）

事務局長及び事務局員は理事の中から会長が任命する。

第 41 条（服務及び運営規程）

事務局の服務及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 11 章　補　　則

規約第 42 条（委　　任）

本規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、常任理事会の決議により会長が別に定める。

規約第 43 条（運営細則等）

規則第 42 条に定める本会の運営に必要な細則等は次の各号の規程等とする。

（1）　長野県レスリング協会各部専門委員会規程

（2）　長野県レスリング協会年会費規程

（3）　長野県レスリング協会旅費規程

（4）　長野県レスリング協会表彰規程

（5）　長野県レスリング協会賛助会員規程

（6）　栄章候補推薦基準

（7）　長野県レスリング協会慶弔に関する内規

（8）　長野県レスリング協会組織一覧内規

（9）　長野県レスリング協会各種大会プログラム等広告掲載要領

（10）他に本会の運営に必要とされる規程等

附　　則

（規約の制定）

本規約は、昭和４２年２月２９日より施行する。

（規約の一部改正）

本規約は、昭和４７年５月１４日より施行する。

（規約の一部改正）

本規約は、昭和５２年５月１５日より施行する。

（規約の一部改正）

本規約は、昭和５７年５月１４日より施行する。

（規約の一部改正）

本規約は、昭和６２年５月１５日より施行する。

（規約の一部改正）

本規約は、平成７年４月１４日より施行する。

（規約の一部改正）

本規約は、平成１１年６月５日より施行する。

（規約の一部改正）

本規約は、平成１７年５月１４日より施行する。

（規約の一部改正）

本規約は、平成２４年４月１４日より施行する。

（規約の一部改正＝運営規程明記）

本規約は、令和４年５月７日より施行する。

以上